

総行行第 98 号
令和 5 年 3 月 27 日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊 殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

行政書士のマイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び
公金受取口座登録の促進について (依頼)

標記の件について、行政書士のマイナンバーカードの取得促進においては、これまでも貴会に御協力いただいているところですが、今般、マイナポイント第 2 弾の申込期限が令和 5 年 5 月末までに延長されたことやマイナポータルから転出届をオンラインで提出できるサービスが始まったことを受け、改めて「マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進について (依頼)」(令和 5 年 3 月 14 日付け 各業所管官庁あてデジタル庁戦略・組織グループ広報戦略チーム、総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室、総務省自治行政局マイナポイント施策推進室及び厚生労働省保険局医療介護連携政策課通知)により、所管業界団体に対して、マイナンバーカードの積極的な取得、健康保険証の利用申込及び公金受取口座登録の促進について周知するよう依頼がありました。

つきましては、更なる行政書士のマイナンバーカードの取得促進に向けて、貴会から各都道府県行政書士会に対して、現在、政府が実施しているマイナンバーカードの取得に関する下記の取組を周知願います。

記

1 マイナポイント第 2 弾について

マイナポイント第 2 弾の申込期限は令和 5 年 5 月末までとなっており、マイナポイント第 2 弾では、最大 20,000 円分のマイナポイントを取得することが

できます（マイナポイント第2弾については、令和5年2月末までにマイナンバーカードの交付申請をされた方が対象です。）。

2 マイナンバーカードの健康保険証利用に係る申込方法について

マイナンバーカード取得後に、以下3つのいずれかの方法で申し込みを行うことにより、マイナンバーカードを健康保険証として利用いただくことが可能です。

- ① マイナポータルにログインし、「マイナンバーカードの健康保険証利用申込」から利用登録を行う。
- ② 事前にセブン銀行のATMや市区町村の窓口などで健康保険証の利用登録を行う。
- ③ オンライン資格確認の運用を開始している保険医療機関・薬局の窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーを利用して健康保険証の利用登録を行う。

マイナンバーカードを健康保険証として利用して受診していただくことで、患者本人の同意により、医療機関・薬局において、患者のお薬の履歴や特定健診の情報などが閲覧可能となり、より良い医療を受けられるようになります。

また、令和5年1月26日から紙でやりとりしていた処方箋をオンラインで運用することができる電子処方箋も始まりました。これは、会社の従業員の福利厚生の向上や従業員が加入する健康保険組合等の保険者に係る事務のコスト縮減も期待できます。

3 公金受取口座の登録について

公金受取口座登録制度は、国民の皆様一人一口座、給付金等の受取のための口座を、国（デジタル庁）に登録していただく制度です。

これにより年金、児童手当など、幅広い給付金申請の際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となるほか、行政機関の書類確認が省略でき、緊急時の給付金などを迅速に受け取ることができます。また、行政機関での公金受取口座情報の利用が始まっています。

4 マイナポータルを利用した転出届のオンライン提出について

令和5年2月6日から、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータル

ルから転出届をオンラインで提出できるサービスが始まりました。

引越しの際に本サービスを利用することで、転出届のために今お住まいの市区町村窓口に行く必要が原則なくなり、引越し時の負担を軽減できます。また、マイナポータル上で、引越し先の市区町村窓口で必要な手続や持ち物が確認できるため、手続漏れの防止等にもつながります。

本サービスは、電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方が利用できます。御自身の引越しの他、御自身と同一世帯の方の引越しでも利用可能です。

(参考資料)

- 資料1 マイナポイント第2弾について
- 資料2 健康保険証としての利用申込み方法
- 資料3 【セブン銀行】マイナンバーカードの健康保険証利用チラシ
- 資料4 公金受取口座登録方法
- 資料5 マイナポータルから転出届をオンラインで提出できます！
- 資料6 出張申請受付の御案内（デジタル庁作成）
- 資料7 企業に対する出張申請受付等の対応状況（R4.8）
- 資料8 マイナンバーカードの積極的な取得等の周知に関する通知のひな形（別添）

※ 資料8については、所属会員へ周知する際の参考資料としてデジタル庁において作成されたものであるため、貴会の判断で必要に応じて御活用ください。

(参考URL)

- マイナポイント事業
(<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>)
- 公金受取口座登録制度
(https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/)